

産業建設常任委員会会議録

令和5年2月20日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和5年3月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(2月20日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	8
付託事件審査(4)	12
付託事件審査(5)	15
付託事件審査(6)	16
付託事件審査(7)	16
付託事件審査(8)	17
審査終了	17

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和5年2月20日（月曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場



事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第35号 宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（シートピアなあと）
- (3) 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営駐車場）
- (4) 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営住宅）
- (5) 議案第37号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第40号 市道路線の廃止について
- (7) 議案第50号 市道路線の認定について
- (8) 議案第36号 宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

西村昭二	委員長	畠山茂	副委員長
今村正	委員	木村誠	委員
高橋秀正	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）



説明のための出席者

付託事件審査（1）

産業振興部長	伊藤重行君	水産課長	田代英輝君
漁港係長	安田久君	漁港係主任	初森実里君

付託事件審査（2）

産業振興部長	伊藤重行君	観光課長	前田正浩君
もてなし観光係長	松浦宏隆君	もてなし観光係主査	藤原優子君
もてなし観光係主	中島勝也君		

付託事件審査（3）

都市整備部長	藤島裕久君	都市計画課長	盛合弘昭君
管理計画係長	佐々木信吾君	管理計画係主任	佐々木仁君

付託事件審査（4）（5）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
公営住宅係長	山崎俊幸君	建築住宅室長	芳賀紀子君
公営住宅係主査	久保田和雄君		

付託事件審査（6）（7）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	去石一良君
管理係長	佐々木将治君		

付託事件審査（8）

都市整備部長	藤島裕久君	上下水道部長	竹花浩満君
建設課長	去石一良君	経営課長	中嶋剛君
施設課長	小野寺隆君	管理係長	佐々木将治君

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（西村昭二君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は付託事件審査8件、説明事項3件となります。それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

○

付託事件審査（1） 議案第35号 宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例

○委員長（西村昭二君） 議案第35号 宮古市漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。

○委員（長門孝則君） 委員長。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） ちょっと、端的にお聞きしたいのですが本会議であるいは説明があったかどうか、改めてちょっとお聞きしたいのですが。占用料の値上げということですが、改正理由ですね。ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 田代水産課長。

○水産課長（田代英輝君） はい、改正理由でございますが、道路法施行令こちらのほうが今回、国の法律改定になるということで、市の漁港の管理条例も、この道路法施行令の数値を基準として策定してございます。今回、それに準じた形で漁港のほうも改定しようというものでございます。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 私もそうだと思って聞いているのですが、この35の2ページの理由ですね。私はこの理由に施行令の改正に伴って、市の条例も改正するのだという、そういう理由づけが欲しかったなど。改正理由は、国の施行令の改正に伴って条例も改正するのだと。そういうことで私は聞いたのです。普通は、改正理由は、法に基づいて改修する場合は、その頭にそういうふうに普通は書きますのでお聞きしました。

○委員長（西村昭二君） 田代水産課長。

○水産課長（田代英輝君） はい、今回の理由でございますが、議員ご指摘のとおりです。道路法施行令の改正に伴い、漁港施設及び漁港区域内の占用料の額を改定しようとするものであるということでご提案のほうさせていただきます。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第35号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第35号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（２） 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（シートピアなど）

○委員長（西村昭二君） 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（シートピアなど）を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。

○委員（落合久三君） 委員長。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 3ページ指定管理者候補者調書の審査点が、100点満点の61.1。基準点は60点なんですが、ちょっと私が、勝手に想像していたよりは、審査点が基準ギリギリのように思えたものですから聞くのですが、どういうところが、難しいかもしれませんが、どういうところが評価されて、どういうところが、考えていたよりも評価点が低かったのかを差し障りのない範囲でいいですから、説明願います。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） お答えいたします。この61点ですが、観光課としても厳しい点数だというふうに思っています。委員会の中でも指摘事項がございましたけども、書類の作成、そして、プレゼンテーションの進め方が、少しくまらなかったなというような話を聞いてございます。ただですね、令和3年度・4年度、来場者、そして、売上げについても伸びてございますので、それについての評価はあったというふうに確認してございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） このプレゼンにも関わるのかもしれませんが、前回の産業建設常任委員会と、シートピアなどの意見交換をやった際に、社長も出席をして、いろいろ意見交換やったわけです。あれ2年前だったかな。確かね。それでそのときの来年。つまり去年。去年は7月から遊覧船も新規にスタートすると。それから、これとのタイアップをどういうふうになどとして考えていくかっていうことをめぐっていろんな意見が出ました。もう一つ出た意見は、これは社長も強調したのですが、職員の意識改革がとても重要だと。これもいろんな意味で委員からも出され、社長もその問題意識は共有していると。やっぱり、新たな決意で、ということの説明あったのですが、そのときの職員の意識改革を行って、住民サービス向上をどう図るか。あわせて、宮古市内の中にある道の駅との情報共有、情報発信、そして冒頭触れた、遊覧船事業をどう対応していくかっていう、大まかに言えばそういうことで意見交換が、結構交わされました。そういう中身も、これは去年の、まだ令和4年度終わっていませんのであれなのですが、そこら辺の評価もこの採用点に61.1点に、反映しているのかなあなんて、勝手に思ったりするのですが、今、意見交換で出たこの三つの点、職員の意識改革、道の駅との連携発信、そして遊覧船事業とのタイアップ。こういう点ではどういう評価だったのでしょうか。またどういう意見が出されたのか。

○委員長（西村昭二君） 前田課長。答えられる範囲でお願いします。

○観光課長（前田正浩君） 落合委員から指摘のございました部分については、今回の委員会の中ではそういう質疑、質問意見はなかったというふうに聞いてございます。

○委員（落合久三君） 委員長。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうですね。それに関わるような端的に言いますと、3ページに書いてある指定管理者候補者の調書、もちろん読んで今日臨んでいるわけですが、確かにこの審査概要及び選定理由の中には、今触れたようなことが直接的には触れられていないと思ったので、それであえて聞いたのですが、そもそもそういう意見は出なかったと。私は、プレゼンテーションを行う上でそういうものは当然なあどの側からも、出たものかなというふうに思ったのですから、それは、プレゼンをした、宮古地区産業振興公社からも出なかったという意味ですか。審査委員からは出なかったってという意味で聞いたので、それはいいのですが。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。我々その選定委員会の委員ではございませんので、実際のやりとりは存じ上げませんが、当然プレゼンをする場合はですね、そのような部分は、なあと側から当然あったと。なきや駄目だというふうに我々は認識しております。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 今の落合委員の質問と同じことになりますけども、私もですね、この審査点、本当は70点ぐらいには達しているかなと、そう思っていたのでね。調書では61点ということで、基準点のもうギリギリになっていると。ここは非公募ですが公募なしで指定しているところなのですが、特にやっぱり非公募であれば、もう少し点数を上げ得るべきでないかなと。そういう思いがありますので、指定管理者のほうにもう少し、頑張ってもらいたいという思いがありますので、部長どうですかね。やっぱり私はそういうふうに感じるのですが、部長の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。冒頭、私も課長と同じ意見であらうと思いましたが正直。ただ点数にこだわるといよりは、我々も絶えず、なあとというか公社に行って、遊覧船含み、あと、それぞれの公社との連携も含み、1番は職員の意識改革の部分もですね、まだまだという部分も絶えず意見交換をしながらやってきました。やはり、正直61.1点だったよと。もうこれが、高いか低いかわかるでしょう。やっぱり頑張っていきましょうというところは、私も同じ意見として持っております。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） お願いします。私も参考資料でお聞きしたいと思います。1ページですね。1ページの4番に施設の利用時間及び、休館日があります。そして5番に業務の範囲があるのですが、そこで、4番の米ポツで、市長の承認を得たときは変更ができることも規定があるのですが、私がいつも思うのは、なあとに行ったときに、特に夏、夏季の時期ですね、この閉まる時間が5時っていうのは結構早いと思って、夕方に行く結構、夏は7時まで明るいので、5時過ぎでも6時頃でも結構な観光客が寄ったりしているのにもう店が閉まっていると。そういう現場も見ております。そういった意味では、ここの営業時間をもう少し弾力的に、これは、公社のほうで権限があって時間は変更できるのか、それとも市のほうで指定していて、市が変更をかけないと公社のほうで変更出来ないのか、やっぱりここは少し見直してもらって、この遊覧船もあつたりすると、結構今集客力もある中で、もったいないなと思っていましたので、ぜひここは見直しができるものなのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） 見直しについてはですね、検討できるというふうに思っております。いずれ今回の

審査結果を受けてですね、社長とは意見交換をしてございます。前にもそういう畠山委員のほうの意見のとおりでそういう声もありましたので、その辺については柔軟に、今後ですね職員体制の問題もありますけども、検討していきたいと思えますし、要請をしていきたいというふうを考えております。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） ぜひ職員の人員のやりくりの中でもあると思うので時差出勤しながら、何とか、6時とか6時半までとかね、時間を見ながらやっていただければと思います。ちなみに、この変更できる権限は公社なんですか、それとも市側なのか、そこをちょっと確認したいと思えます。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい公社になります。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 公社の営業努力というか考え方で変えられるということで理解をいたしました。そこで二つ目にお聞きしたかったのは、この指定管理制度、全国を見ると、特に道の駅とかは、本当に儲かっているところは、儲かった分を自治体に寄附というか、還元したりしている。やっぱり道の駅も儲かっているところがあって、それに比べて、宮古の場合は、ななどは、なかなかギリギリで指定管理のお金をいただいて、ギリギリでやっているところがあるのかなと私はそういうふうに見ています。この公社は、私の認識だと1億円ぐらいの累積の赤字を持っていて、やはり私はもっとここは企業、公社別物だと言われたのですが、やっぱり企業努力も私は必要だと思っていて、やっぱりいつか、これは返済しなきゃないし、あるいは儲かった分をやっぱり、宮古市に還元するとか何か努力も必要だと思っておりますので、ぜひここはですね指定管理をする所管として、さっき言った営業努力を、ぜひ磨いていただきたいなというふうに思っています。今日は前田観光課長も来ておられるので、宮古のお土産の磨き上げというのも、去年、一昨年あたりからやっているのですがなかなか、その成果というのが。宮古に来た時、瓶ドンが有名になってきましたけど、そのほか、逆に来たときこれは絶対買ったほうがいいよねっていうものがなかなかまだ情報発信として弱いと思うので、そういったところをぜひ、なあとさんと公社さんと、連携して努力をしていただきたいというふうに思うんですが、そこは、もし考えがあればお聞きしたいと思えます。

○委員長（西村昭二君） 前田観光課長。

○観光課長（前田正浩君） はい魅力ある道の駅にするためにはですね、様々な課題があると思っております。特になあとについてはですね、場所についてはそのとおり、いい場所でございます。他の道と駅とですね、差別化を図るために、一番は商品の充実、そして特に水産物の充実と産直との連携かなというふうに思っています。あとネット販売もまだ実施しておりません。あと、独自のイベントについてもまだまだ足りないというふうに思っていますし、あと野外でのビアホールだとかカフェ的なものもやってもらいたい。私たちがいろんな部分でお願いといいますか、話をしている部分でございます。遊覧船が就航して、あの場所をやっぱりにぎわいの場所を創出する場所として、今後も、盛り上げていきたいなというふうには思っております。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） いろんな今アイデアも出されたので、ぜひ遊覧船の切符売場として集客力本当に上がっていると思うので、期待をしたいと思えます。以上です。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第40号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第40号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（3）議案第41号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営駐車場）

○委員長（西村昭二君） 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営駐車場）を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。畠山委員。

○委員（畠山茂君） よろしくお願ひいたします。参考資料でお聞きしたいと思います。この参考資料の2ページ3ページ目のところですけど、指定管理者候補者調書のところで、お聞きしたかったのは、2ページの下と3ページの上ですけども、利用料の収入見込みを見ると、どちらかという、これから増えていくと、右肩上がりのこれからの予想になっています。それから、管理運営費については、削減をしていく見込みだと。そしてまた3ページの上の市への納付金を見ると、これも右肩上がりで結構市に納付金、儲けが出てきて、納付するようなシミュレーションという見込みになっているのですが、これはどういった、これから改善点を持ってこういふふう、売上げが増えて、コストは下がって収益が増えて、市に納付になるようなシミュレーションなのかそこがちょっと疑問に思ったので、教えていただきたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） はい。この事業計画は事業者さんからの提案ということが前提にはなりますけれども、まず今回、経費が最初の初期投資がかかっているという概要の団体の提案概要のところに入記してありますが、クラウド型車番認証機ということで、新たな投資をするということで、若干それに経費がかかりますということで前半で少し、経費分が増えていきます。その上でそれを使うことによって減価償却分が下がってくるので、収益はおのずと上がってくるというふうな提案になっています。これまで平成30年度に始まったわけですけども、初期の段階ではやはり、初期投資がかかるので分配率も低かったですし、今回はそれが5か年統一してやるということでの提案を受けています。そういった傾向にあるというふうには伺っていました。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑ございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 私も参考資料の2ページ指定管理者の候補者調書に記載されていることの中身を確認する質問をいたします。上から6、7番目ぐらいの団体の提案概要というのがあります。最初の白い丸、集金、警備、清掃、除雪等について、地元企業に委託。これは、今回の申し込むに当たって、タイムズさんが提案した中身だと思うのですがこの集金、警備、清掃、除雪などについて、地元企業に委託しているのは、これまでもこういう内容でしたか。

○委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） はい。これまでも地元の企業さんを使っておりました。

- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そうしますと、集金、警備、清掃、除雪、それぞれこの企業に委託したかを説明願います。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） はい。事業者さんからの提案になりますけども、まず集金、警備は、アルソック岩手株式会社の宮古支店になります。それから、清掃業務は、リアス環境管理株式会社さん。除雪につきましては有限会社関口生花店になります。それから看板はイイオカ画房さんを使っているというような内容になっております。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 除雪、関口生花店っていうのは、ありますか今も。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 失礼しました。株式会社関口緑化さんです。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 細かいようですが、ちょっとだけ疑問に思った点があるので聞いているんですが、そうしますとこの集金、警備、清掃、除雪などは、今言った地元の企業に委託していると。そうしますとこの指定管理する業務の中心点は、駐車場の管理運営だと思うのでね。それに付随するといえますか、こういう事態が起きた場合には、雪が降ったとかですね、これは雪が降らないと必要ないのですが、それ以外は地元企業に委託している。本家本元の管理運営は、タイムズさんは具体的にどういう業務をやっているのかっていう点はどうでしょう。そう思って今日来る前に、課長に仕様書をいただいたのですが、それによりますと、管理駐車場の管理運営のキーポイントは、宮古市駐車場条例に基づく管理、駐車拒否、監督処分、無料開放、回数駐車券、定期駐車券の発行、利用料の決定、あとは利用料金、駐車場の利用料金の精算免除等というふうに文字どおり、お金にも関わる収入、これをどう管理しその結果をどう精算していくかっていうことに、なろうかと思うのですが、この管理運営の中心部分の業務は、どこでやっているのですか場所、人数。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 運営自体は、当然タイムズさんが、これまでのノウハウを生かして、あとはその設備投資をしてやっていくと、募集要項の中でも、なるだけ地元の雇用、できる部分は地元雇用にしてくださいという項目がありますので、できる部分はできるということで、先ほど言った内容を提案されているということになります。あくまでその駐車場の運営に係る全体的な責任とかトータルの管理というのは、タイムズ24がやっています、場所としては、タイムズさんは支店として盛岡支店のほうが窓口になります。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そうしますと、普段はこのタイムズの指定管理者の職員は、この辺にはいないということ。盛岡の支店で対応しているというふうに理解していいですか。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） はい。緊急時の対応は先ほど申し上げた警備会社のほうが対応しますので、タイムズ24の社員がいるかという、宮古市内には直接はおりません。ただ定期的に回ってきています、打合せをしながら、やっているというような状況です。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。

- 委員（落合久三君） そうしますと、何かこうトラブル、切符なくしたとか、やったけどガードが上がらないとか、そういう類いのやつは、委託している警備会社、先ほど説明あった、アルソックみやこが対応するということになっているわけですか。アルソックみやこは、ちなみに参考までにどこに営業所を持ってるのですか。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 初期、その例えばバーを壊したとか、そういった施設を破損とかのトラブルは、その警備会社のほうが来て即応しますそのあと、タイムズさんが来ます。タイムズは、重要な案件のときに盛岡から職員が飛んできます。アルソックのですね、引越している場所がちょっと今わかりませんが、大通りにあります。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） なぜそれを細かい事まで聞いたかといいますと、大きい何かトラブルを知っているわけではないのですが、ちょっとこう困ったとき、例えば駐車券をどこかに見えなくしてしまったと。いや困ったな。というようなときに、えらい時間がかかったっていう、それがどのぐらいの時間がかかったかはちょっと正確じゃありません。そういう話も時々聞くのです。それで私は勝手にこの3か所でしょ。この市役所のこの中の駐車場、東駐車場、蛇の目・すみよしさんの裏側の、この3か所が、管理運営する駐車場になっているわけで、これ見ても台数で言いますと、駅前が48台、東駐車場が54台、庁舎内が127台、ざっと250台が収容できる。そのぐらいの量の駐車場を管理運営しているのですよね。トラブルが日常的に多発しているとかそういうことじゃなくて、何かあったときの対応を、今聞いたつもりなのです。普段はタイムズさんの職員は現場にはなくて、盛岡の営業所で電話なり、メールなり、何かそういうので連携をとるのだと思うのですが、それで困らないようにするために、警備に関しては、アルソックに委託しているというんですが、それって本当に指定管理者として、何か緊急事態が起きたときに対応するっていう点で、問題なのではないでしょうか。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） はい。普段の細々したトラブルという件数はそれなりにやっぱりあります。それは私たちも協力しながら、市民の方を待たせるよりは、私たち職員が対応したほうがいいものは対応して、それは問題解決を図っております。今回その指定管理者が責任を持つという意味での、外注したりとかというスタンスであるいはその災害時にはどういうふうな体制をとるかというのも、事業計画書に書かれていますので、それを行っていくということでもよろしいのかなと思っています。直接職員が一番いれば、話が早いというところはあるのかもしれませんが、その組織として対応、その指定管理者が、できる部分と、あとは外注してやる部分でまとめた組織として対応するということが大事なかなと思います。
- 委員長（西村昭二君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 参考までに聞きますが、この5年間の指定管理過ぎたね。これからじゃなくてこれまでの5年間の中で、トラブルってどんなものをどのぐらい把握していますか。
- 委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 1番多いのは、料金票をなくしたという。これはよくありますので、それは無料処理交付をしています。あとは、料金票を入れようとしたら、間違っって違う紙を入れてしまって詰まらせた。という場合ですね。あと、余り件数はないのですが、あのバーを駐車場の場合は、進入を防ぐバーがありますが、あれを間違っってぶつかって、折ってしまったと、大体この三つかなと思います。今のところはその大きなトラブルというのは、発生していませんけども、ただそのバーを壊した時は、どうしてもですね、後ろに

車が詰まっていれば、渋滞になったりとか、カードもそうですけども、あそこの精算する場に行って初めて、運転手が気づいたら後ろには車が並んでいるともうバックも出来なくてですね、それでトラブルになるというのがあります。今回ちょっと話し、それですけども、この団体提案概要のところには、クラウド型認証機っていうのがあります。これは、入ってくるときに車のナンバーを認証して、それが1時間以内であれば自動的にバーが上がるようにしたいということで、私たちもこの渋滞にならないような方法を考えてくれないかということで、提案いただいたものです。ちょっと話し、それですけども、そういうことに努めながら、トラブル解消はしていきたいなと思っています。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今、課長のほうからはどういうトラブルが多いかっていうのを、駐車券の紛失、駐車券だと思って、はまぎくカードを入れたとか、そういうのも聞いています。それからそのバーが接触してちょっと壊れてしまった。それがどのぐらいあるかっていうのは別にして、やっぱりこう、1番、私もそういう場面につづかったものですから、出ようと思ってもね、なかなか、というのに2回ほどあっていますが、そういう時に対応がちょっとこう、どうなっているのかなって思いがあったので聞きました。説明でわかりました。この件では最後に、冒頭、畠山委員も聞いたのですが、利用料の見込み、これは大体こういう感じで推移してきているっていうのは予算書、決算書を見れば大体分かる。まず、それから管理費、この2ページの中に管理運営費支出見込額ということで書いてある、これを私は初めて見るんですが、そして最後この2ページの1番下、市への分配率、収入見込み引く、支出見込みで出た数字の50%は市に分配していると。これは確認ですが、これまでもそういうふうにしてきていると。そしてその言わばここお金が収支残が出た場合には、50%は市に納付しますよってというのは、何に基づいてやっていますか、協定ですか。

○委員長（西村昭二君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） この分配率の考え方はこれまでも同様です。駐車料金の収入から経費を差し引いて、プラス分はそれぞれ、分配しますと、過去5年の提案ですとスタートがやはり投資がかかるということで、1年目と2年目は分配率は20%でございました。そして3年目が40%、4年目、5年目が50%という内容でした。今回は各年度、50%ということで最初からの提案を受けています。この分配率は、年度ごとの契約に、基づいて設定されるものになります。

○委員長（西村昭二君） ほかにございませんか。副委員長、私も一つだけ。

○副委員長（畠山茂君） 進行変わります。西村委員。

○委員（西村昭二君） 私は一つだけ伺いますが、先ほども課長のほうからも、クラウド型車番認証機のお話が企業側から、あったということですけど、落合委員も様々なそのトラブルのお話を聞いた時に、やはりこれがあれば、車番で確認できれば、自動で開閉してくれたりとか料金の精算ということも非常に、有効なものだと思うのですが、これをいつ頃にその企業側が設置するという具体的な時期っていうのは、確認出来ていますか。

○副委員長（畠山茂君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 明確な時期はまだいただいていません。まだこちらの方の提案ということで、パッと決定して、早めに取り組んでもらうということで協議しました。私たちもさきほど言った市民の立場からも、利用者の立場からもこの駐車券のやりとりでトラブルがやっぱり1番多いものですから、そこが解消できることを非常に期待しているところです。

○副委員長（畠山茂君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） ぜひ早めにですね、これ決定したら、早くここをまず取り組んでいただけるように、よろしく願います。以上になります。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第41号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第41号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（４） 議案第４２号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営住宅）

○委員長（西村昭二君） 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（市営住宅）を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 指定管理者候補者調書は採用された寿広さんのことが書いてありますが、そもそも、今回の指定管理に当たって何社が応募したのですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。応募は1社でございます。なお、資料等、あるいは問合せをいただいた業者は3社ございました。この3社のうち2社が説明会においでいただいたと。そして、1社が応募をいただいたという状況でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると最終的に実際にプレゼンに来たのは、1社だと、寿広さんだということになるわけですね。これは昨年の決算の総括質問で、私市長にこの問題取上げたときに、市長は少しかう、ざっくばらんな言い方申しましたが、ぜひ地元業者には頑張ってもらって、頑張ってもらって体力をつけて、こういうことができるようにね、本当はなっほしいという趣旨の答弁をしたので、今言った質問をしたのですが、結果的には、資料は取りに来た、そして説明会も2社が来た、しかし実際は1社のみのお応募であったと。申込みであったというのでちょっと残念に思っているのですが、そこで次に聞きたいのは、指定管理者候補者調書の2ページ、審査概要及び選定理由の（３）事業計画が効果的かつ効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。とても大事な指摘があるのですが、寿広さんは過去5年間もやってきているわけでそういう意味で実績があると思うのですが、改めて今度の指定管理を選定するに当たって、市の側が考えているこの今読んだ、効果的かつ効率的な施設管理というものの、特に強調したい点は何ですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。こちらの応募いただいた寿広さんからの計画に基づいた概要という状況

でございました。寿広さん、こちらのほうで計画上考えておられたのは、これまでの管理実績データというのはお持ちになっておられます。これらのいわゆる修繕ですとか、工事あるいは業務委託、これらを実際やっておられるのですけれども、実際にこれまでのノウハウ、データ蓄積をもとにして、工期、納期これらを管理する、あるいは、額を精査していく。そのほかスタッフによって、直接、軽微な修繕等を行いますよという考え方で、寿広さんの計画の中では、これまでの5年の中では、およそ800万程度、実質的に直営による、軽減が図られたというふうにおっしゃっておられました。あとそのほか、事務所経費ですとか、そういう部分での削減を図ってまいりたいという計画とお聞きしておりました。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 端的にお聞きしますが、今回受け付けるに当たって、その前の5年前の指定管理の時の仕様書を改めて見てきたのですが、そこの中にこういう記述がありました。それが今回も同じかどうかわかりませんよ。管理体制、職員配置等っていう項目の中で、管理業務責任者として専任の責任者を1名配置することとし、その他の業務に関わる従業員の雇用形態については管理に支障のないよう配置する。専任の責任者を1名配置するっていうのが5年前の中にあった点、これが今回はどうなのか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 前回も今回も同様でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） それから二つ目に前回ですね、各業務の特性に応じて必要な知識及び技能を有する者を配置する。防火管理者を1名以上配置し、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置するって書いてあるのですが、多分これも同じだと思うのですが、具体的に必要な知識技能を有する、そういう資格を持っているっていうのは具体的にはどういう資格者を指しているのですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、まず法令上はですね、防火管理者の設置が必要となってございますので、その資格者を当然配置していただくと。あとそのほかに寿広さんの中では、社内の中でいろいろ皆さん、社員の経験、資格を取得するというところで、講習会等々を行いながら、施設管理ですとか修繕ですとか、そういうノウハウを皆さんで伝達をしているという形で、こちらの宮古の事務所、こちらに配置している方に対しても、講習をしながら、もともとこちらで業務をなさっていればそれに伴う実績も伴ってきているという状況なので、実務の部分で、ノウハウを蓄積しておられると考えてございます。あと、これも一つ追加なのですけれども、実は令和3年度にちょっと法改正がございまして、新たに賃貸住宅の管理業務等の適正化による法律という、法律に基づきまして、有資格者を置かなければいけないというふうに制度が追加になってございました。これも当然、今回、寿広さんのほうで設置をしていただくという形なのですけれども、ちょっと話飛ぶのですけれども、実際今まで2社、応募していただいていたのが、今回1社だったと。実際には直接聞いたわけではないのですけれども、やっぱりこの制度改正によって、資格者が必要になってきたという部分がちょっと負担があったのかなあとはちょっと考えてございました。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 令和3年の法改正で賃貸住宅を管理する場合には、それにふさわしい資格者を配置する。それは宅建の資格を持った人っていうふうには私受け止めたのですが、そういう意味ですか。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、この資格者講習試験等を受けて資格を取る方もいらっしゃいますし、あ

とその宅建の方も、有資格者とみなされるという制度でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると、それは、法改正で、そういう賃貸住宅を管理する場合には、何名以上とかっていう、そういう規定もあるのですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野課長、宅建なのか、マンションの管理資格なのか何かそういう詳しいところまで、できれば説明していただければと思いますけれどもそこ詳しくお願いします。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、委員長。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。失礼いたしました。先ほどの宅建ですけれども、宅地建物管理士、こちらの方がいらっしゃれば、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律、これで定められている管理資格者、こちらの方に充てることができるという内容でございます。あとは、もちろんこの法律に基づく講習試験等を受けて資格を取っていただくという形もでございます。この資格者の配置でございますけれども、事業所単位で資格者を配置するというふうに規定をされてございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 事業所単位というのは、当たり前のような気がするのですが、どういう意味ですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 対象となる、賃貸住宅が200戸以上の管理戸数であればという状況ですので、その単位での事業所単位で設置というふうに考えてございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） それからもう一つ、今後のこともあるので聞いておきますが、例えば宅建の資格を持っている人は、令和3年の法改正でいう有資格者に充てることができるっていうのは今わかりました。それ以外は、この講習を受講する。これは誰がやる講習なのですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、国のほうの定めた関係団体こちらで講習等も実施しておりますし、ただ、最終的には国の資格試験を受験して、それに伴って合格をして資格を取っていただくという形でございます。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと、細かいかどうかは別にして、法改正によって、賃貸住宅を管理する場合には、先ほど述べたような有資格者を配置する必要があると、その人数は特に規定はないのですか、確認です。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、事業所に1人いれば十分かと考えてございます。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第42号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第42号は原案可決すべきものと決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

付託事件審査（5） 議案第37号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（西村昭二君） 議案第37号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。長門委員。

○委員（長門孝則君） ちょっと疑問に思ったのでお聞きします。条例の施行日の件です。他の条例は施行日が4月1日にほとんどなっていますがね。この条例だけ公布の日というふうになっているので、何でそうなのかなあと、そういう疑問があったものですから、聞きます。特別の理由があるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。こちらですね、国の省令改正に伴って市の手数料条例を改正するという内容でございました。この省令の改正に伴いまして市のほうで行う審査の手続が変わってくるという状況なのですが、この省令改正が実は11月に実施をしておりました。令和4年の11月に実施をしておりました。速やかに市のほうでもそれを見ながら手続に入ったのですが、県のほうの情報をいただきながら準備をした状況の中、今回このように条例改正に入ってきたという状況でございます。ですので、速やかに施行をしたいということで、同日で施行を考えておりました。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 私は、施行日を日にちをはっきり定めなくても、この改正条例には影響ないのかなど。審査申請者に対して、例えば手数料の額の改定だとか、そういうことであれば、もう4月1日からということになりますけどもね。今度の場合は区分ですか。区分の関係なので、施行日を別に、ちゃんと定めなくても、いつからでも、別に申請者には影響がないのだという考え方でないかなど私は思ったのですがそれでいいですね。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、一応ですね国のほうの基準が11月に変わってございましたので、実際11月以降であれば、新たに設けられた区分、あとはこの基準によつての審査の申請が市のほうに来るという状況でございます。ただいま現在はまだ条例改正が間に合っておりませんので、それに対する手数料が明確になっていないという現状でございました。ですので、実際にはまだ、申請来ていないのですけれども、もし申請が来た場合は4月を待たずに、速やかに手数料定めてご負担いただけるようにということで、速やかに施行したいという形での設定でございました。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） この37の1ページ、ここに改正前と改正後の改正となる部分がアンダーラインで引いてあるのですが、ちょっと、恥ずかしい質問ですがちょっとこのそのアンダーライン引いている前の部分対象、改正後、上から4行目（1）一戸建ての住宅または人の居住の用に供する部分を有する建築物の住宅に、今後こういう、省エネ云々をする場合には、申請する場合には料金がこうなりますよっていうものですが、この今

読んだ一戸建ての住宅または人の居住の用に供する部分を有する建築物、括弧、一戸建ての住宅及び共同住宅を除くって、ここが私ちょっとよく飲み込めないのですが、どういう意味ですか。

○委員長（西村昭二君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、表現がわかりづらくて大変申し訳ないと思います。全体でちょっとご説明させていただくと、基本的には建物のエネルギーについて審査基準に基づいて審査を行うという形で、ただしその建物の内容、用途を区分しているという状況でございました。これ全体にちょっと関わる話なのですが、例えば共同住宅等という定義がございまして、これは共同住宅、あとは長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅という部分で、定義を試みたり、あるいは人の住宅・非住宅複合建築物という定義で、人の居住の用に供する部分を有する建築物、こちらそういう建物だけど、一戸建ての住宅、そして共同住宅は除きますよとか、あと住宅・非住宅複合建築物の中での住戸部分ですとか、住戸に関わる共用部分ですよというような形で、実際、建物としてその用途には一戸建ての場合もあれば、一戸建てではない場合もある。そして、一戸建ての中には住宅のみの場合もあれば、住宅以外の居住以外のスペースそして事務所等々のようなものを複合しているような建物の場合、そのほかにも、建物だけれども住宅が全くないような建物で、ただの倉庫の場合とか、あるいは、それでもなくて、工場とか、畜舎ですよというような、いろんな分類がございまして。これらに合わせてどういう建物にどういう審査を行って、あとはどういう手数料を定めるかというふうに、細々と指定していった形で、すいませんこのようなちょっとわかりづらい表現にはなっております。

○委員長（西村昭二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第37号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第37号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（6）議案第49号 市道路線の廃止について

（7）議案第50号 市道路線の認定について

○委員長（西村昭二君） 議案第49号から議案第50号までは関連がありますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行います。議案第49号市道路線の廃止についてから議案第50号市道路線の認定についてまでを議題とします。それでは質疑のある方は挙手願います。

○委員長（西村昭二君） ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） これで質疑を終わります。これから、議案第49号に対する討論を行います。討論はご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第49号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第50号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第50号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案可決すべきものと決定しました。次の説明員は入室してください。

○

付託事件審査（8） 議案第36号 宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例

○委員長（西村昭二君） 議案第36号 宮古市道路占用料徴収条例及び宮古市都市下水路条例の一部を改正する条例を議題とします。それでは質疑のある方、挙手願います。

○委員長（西村昭二君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） なければこれで質疑を終わります。これから議案第36号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第36号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案可決すべきものと決定しました。説明員は退室してください。お疲れさまでした。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了しました。お諮りします。3月17日の本会議における本日の審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。以上で、付託事件審査を終わります。

午前11時08分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 西村 昭二